三	鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち熱処理等により強度を高めたボルト（四の項に掲げるものを除く。）	一の項から求めた値及び次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の五分の一 二　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の四分の一
四	鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち材料の使用温度が当該材料のクリープ領域にある場合	次に掲げる値のうち最小のもの 一　当該温度において千時間に〇・〇一パーセントのクリープを生ずる応力の平均値 二　当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の平均値の一・五分の一 三　当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の最小値の一・二五分の一

第三十四条の三　第三十四条の規定にかかわらず、特定規格適合小型圧力容器については、鋳造品の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　鋳鉄品のうち日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）のFCD四〇〇及びFCD四五〇並びに日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	材料の使用温度における引張強さの六・二五分の一
二　一の項以外の鋳鉄品	材料の使用温度における引張強さの十分の一
三　鋳鋼品のうち日本産業規格G五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）であって、次項の表に掲げる化学成分の含有量が同表の上欄に掲げる鋳鋼品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下である鋳鋼品、日本産業規格G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）、日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）、日本産業規格G五一五	〇・八（都道府県労働局長が定める検査に合格したものにあっては、当該検査の種類及び方法に応じ、〇・九又は一・〇）を前条の表一の項又は四の項の規定から求めた値に乗じて得た値

（新設）